

令和8年3月3日(火)

魚沼きこえの教室だより

令和7年度 第11号

長岡聾学校小出分教室 (小出特別支援学校内)
きこえの教室 担当：小池 豊
〒946-0035 魚沼市十日町 1738-2
Tel:025-792-5462 fax:025-792-5465
Email:koike.yutaka@nein.ed.jp

3月3日は、「耳の日」です。

3(み)3(み)という語呂合わせ、数字の3が耳の形に似ていることから、また、ろう教育者のグラハム・ベルの誕生日でもあることから(ベルの母と妻は難聴者で、ベルは電話を発明したことで有名)、3月3日が耳の日になりました。今から70年前のことです。「難聴や言語障害をもつ人びとの悩みを少しでも解決したい」という社会福祉への願いから、日本耳鼻咽喉科学会の提案により制定されました。地域で学ぶ難聴児童生徒にとっての悩みとは何なのか、あるいは周囲の理解と協力を得ながら主体的に生きるために何が必要なのかについて、今回は高校入試を例にご紹介したいと思います。



(グラハム・ベル)

高校入試における合理的配慮

* 県立高校入試の募集要項では、合理的配慮は「特別措置」と表記

もし自分が聞こえにくく、定期テストや入試に臨むとしたら、一体どんなことが心配でしょうか？まず考えられるのは、英語のリスニングや面接でのやりとりです。問題文が聞き取れるかどうか、面接者の声をはっきりと聞こえるかどうかなどの不安が考えられます。しかし、それだけでしょうか？試験会場での指示や注意などがあつた場合、聞き漏らしが無いのかも心配の1つです。話者から遠く離れた場合、どうしても聞こえにくくなりますから、近い座席を配慮してもらおうと大変助かります。また、そもそも補聴器や人工内耳をつけたまま入試を受けることは認められているのでしょうか？そんな疑問が頭を過ります。**結論から言えば、特別な配慮を必要とする者については、特別措置の申請が必要になります。つまり、申請することで、聞こえにくさのハンディを解消するという考え方です。**いわゆる「申請主義」です。つまり、申請することで初めて支援を受けられるという原則です。逆に言えば、情報不足や手続きの大変さから申請しなければ、必要な支援が得られず不利益を被るわけです。そこで、きこえの教室では、高校入試に向けて合理的な配慮を受けるための準備や学習を、少しずつ進めてきました。具体的な流れを次の通りです。



1学期	・入試までのスケジュールと申請までの流れを確認する。 ・耳鼻科の受診し、主治医に高校入試に際して申請をしたい旨を伝える。
2学期	・希望する配慮内容について話し合う。 ・在籍校の定期テストで、実際に配慮を試す。 ・耳鼻科を再受診し、診断書を作成し、入試での配慮事項を記入してもらう。
3学期	・在籍校から高校へ申請書を提出する。 ・高校入試

とは言え、リスニングテストは普段の定期テストからあるわけですから、こうした準備は3年生になってから始めれば良いというものではありません。入学と同時に、テスト時の席順について相談をしたり、リスニングの別室受検を検討したりすることが必要になってきます。そうした特別な配慮について、自分から声をあげ、在籍校の先生方と一緒に考えたり、色々なやり方を試してみたりする過程こそが大切だと言えます。その実績が、高校入試の配慮申請の根拠となるわけです。つまり、高校入試における合理的配慮は、学校との二人三脚で作りに上げていくものなのです。